［削る］

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）は、土地及び建物並びに総務大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十一条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産（出資継続業務に係るものを除く。）を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　略］

（増資の認可の申請）

第十二条　機構は、機構法第六条第二項の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　略］

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十三条　［略］

附　則

［削る］

4　機構は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、同項の規定により通知された金額により、第一項第五号の持分（当該通知された金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、前項の規定により総務大臣から通知された額の持分）を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。

（資本金の減少の報告）

第十四条　機構は、通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を減少したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に報告するものとする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十五条　機構に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）は、土地及び建物並びに総務大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十六条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～四　同上］

（増資の認可の申請）

第十七条　機構は、機構法第六条第二項の認可（機構法第十八条第一項に規定する信用基金に係るものを除く。）を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～五　同上］

（積立金の処分に係る承認申請書の添付書類）

第十八条　［同上］

附　則

（会計の原則等の特例）

第三条　機構法附則第八条第五項に規定する業務（特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条第一項中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。）」と、「通信・放送開発金融関連業務」というの。）」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。